

「福山市の都市計画に関する基本的な方針」

福山市都市マスタープラン

2008年（平成20年）8月

福 山 市

目 次

< 序 都市マスタープランの概要 >	1
1. 都市マスタープランとは	2
< 全体構想 >	
第1章 福山市の現状と課題	5
1. 福山市の現状	6
2. 上位計画における位置づけ	12
3. 都市づくりの基本的課題	15
第2章 都市づくりの理念と目標	21
1. 都市づくりの基本理念	22
2. 都市づくりの基本目標	23
3. 将来人口の設定	24
第3章 将来の都市構造と土地利用の方向	25
1. 将来の都市構造	26
2. 将来土地利用の構想	31
第4章 都市整備の基本方針	34
1. 市街地整備の方針	35
2. 交通施設整備の方針	36
3. 公園・緑地整備の方針	37
4. 河川・海岸整備の方針	38
5. 供給処理施設整備の方針	39
6. 地域環境保全・整備の方針	40
7. 景観形成の方針	41
8. 住宅整備・供給の方針	42
9. 人にやさしい都市づくりの方針	42
10. 安心・安全な都市づくりの方針	43

< 地域別構想 >

第5章 地域別まちづくりの方針	44
1. 地域区分	45
2. 地域別人口の状況	46
3. 地域別まちづくりの目標	47
4. 地域別まちづくりの方針	48
1 中央地域	48
2 東部地域	54
3 西部地域	58
4 南部地域	62
5 北部地域	67
6 北東地域	71

< 今後の都市づくりの推進に向けて >	75
1. 推進に向けた基本的な考え方	76
2. 多様な主体による協働の都市づくり	77
3. 計画的・一体的な都市づくり	78

[用語解説]

序 都市マスタープランの概要

1. 都市マスタープランとは

(1) 都市マスタープランの目的

まちづくりは、道路や公園など、単に個別の事業として進められるものではなく、都市の将来のあるべき姿を目標にして、整備や開発、施設の配置などの施策、あるいは土地利用や建築活動が総合的に進められていくものです。

そのためには、将来の都市像を具体化していくための都市全体のまちづくりの指針が必要となります。

「市町村の都市計画に関する基本的な方針（以下、「都市マスタープラン」といいます。）」は、1992年（平成4年）の都市計画法の改正により創設され、住民に最も近い基礎自治体である市町村が、地域の実情に応じて、住民の意見を反映させながら都市づくりの具体的な将来ビジョンを確立し、地域別のあるべき市街地像、課題に対応した整備方針、都市生活・経済活動などを支える諸施設の計画などをきめ細かく定めるものです。

福山市では、1998年（平成10年）に「福山市都市マスタープラン」を策定しています。しかし、近年、合併による市域の拡大や少子・高齢社会の進行、人口減少社会への移行など、本市を取り巻く社会環境が大きく変化していることなどから、見直しを行うこととしました。

本マスタープランは、都市全体及び地域ごとの将来像を具体的に示し、地域におけるまちづくりの課題とそれに対応した整備方針を明らかにするための総合的な方針であり、市民・事業者などと行政が協力し合ってまちづくりを進めていく上での指針となります。

(2) 上位計画・関連計画との関係

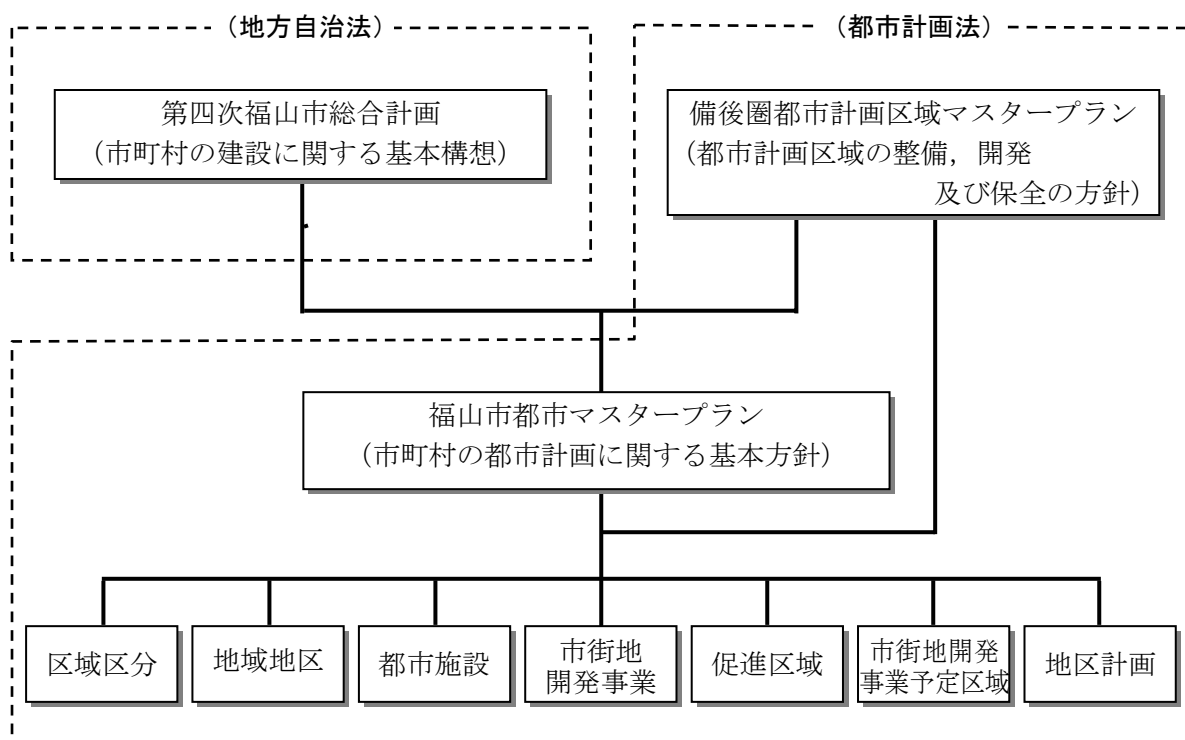
都市マスタープランは、「第四次福山市総合計画」（地方自治法に基づく「市町村の建設に関する基本構想」）や「備後圏都市計画区域マスタープラン」（都市計画法に基づく「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」）に即して定めることとされています。

本マスタープランの策定に当たっては、これらを上位計画として、都市計画に関する備後圏全体としての広域的な都市づくりに関する基本的な方向性に即しつつ、本市の都市づくりの骨格となる将来都市構造、都市全体の土地利用の方針を示すとともに、地域ごとの実情や課題に対応した地域のまちづくり方針を示します。

また、個別の施策方針として示される「環境基本計画」や「景観計画」、「緑の基本計画」、「地方拠点都市地域基本計画」などについては、本マスタープランの関連計画として整合を図るとともに、それぞれの施策の体系化を図ります。

さらに、今後のまちづくりに求められている「環境」「福祉」「安心・安全」などについても、都市づくりに不可欠な事項として、都市整備における基本方針を示します。

《福山市都市マスタープランの位置づけ》



(3) 役割

本マスタープランが有する主な役割は次のとおりです。

①都市の将来像をより具体的に示します。

第四次福山市総合計画に示した都市の将来像を一体的・総合的な都市づくりの視点から、より具体的に示し、都市計画のめざす方向についての市民の理解を深めます。

②住民の都市づくりへの参加を促します。

都市の将来像を示すことによって、まちづくりに対する関心を高めます。また、住民主体によるまちづくり活動を啓発します。

③都市計画の実現のための整備の方針を示します。

都市づくりの課題に対応する規制、誘導、事業の方針を明らかにするとともに、施策の体系化を図ります。

④今後の都市計画の指針となります。

地域ごとの課題に応じたきめ細やかなまちづくり方針をマスタープランで示すことにより、地区計画など、今後、都市計画決定していく上での指針となります。

(4) マスタープラン策定の方法

① 策定対象地域

福山市の都市計画区域は、山間部や島しょ部などの行政区域の一部を除く 33,534ha に指定されています。ただし、本マスタープランは中長期にわたる本市の都市像を示し、都市づくりの指針となるものであり、福山市として一体的な都市づくりを行う必要性から、行政区域全域（51,807ha）を策定対象としています。

② 計画目標年次

国勢調査が行われた 2005 年（平成 17 年）を基準年次とし、長期的には概ね 20 年後の都市のあるべき姿を展望しつつ、中期的には概ね 10 年後の都市計画の整備目標などを定めます。

○中期目標年次：2015 年（平成 27 年）

○長期目標年次：2025 年（平成 37 年）

③ 計画策定内容

都市マスタープランは、都市全体の将来像や都市の構造、土地利用の方向、都市整備の基本方針などを示す「全体構想」と、自然環境や日常生活圏などから成る地域ごとの将来像や、まちづくりの目標や整備方針などを示す「地域別構想」の 2 段階で構成します。

④ 計画策定方法等

マスタープランの策定においては、他の計画との整合性の確保、計画の周知、住民意向の反映などが非常に重要です。

このため、本マスタープランの策定に当たっては、住民の意向を計画づくりに反映するためのアンケートを実施しています。また、市民団体、学識経験者、及び行政部局から成る「福山市都市マスタープラン検討委員会」を設置し、検討を行っています。